

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例		
条 例 番 号	昭和62年神奈川県条例第18号	法 規 集	第 2 編 第 13 章
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局保健体育課、県民部学事振興課、保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	県立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条第1項に基づき、県立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県立の学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に関し必要な事項を定めており、県立の学校の学校医等の生活の安定と福祉の向上のために有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例は、法律に基づき補償の範囲、金額及び支給方法など、補償の実施に必要な事項を規定している。また、学校ごとに補償を行う実施機関を定めており、効率的な事務執行が行われている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県立の学校の学校医等の公務上の災害に対する補償について規定することは、学校医等の生活の安定と福祉の向上に資するだけでなく、ひいては県の学校保健の充実につながることであり、県政の基本方針に適合しているものである。 なお、この条例の適用対象である県立外語短期大学については、平成 22 年度末で廃止することとしている。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	県立外語短期大学については、平成22年度末をもって閉学する予定であり、これに伴う条例の改正を検討する必要がある。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)